

2014年5月2日

種の保存法施行規則等の改正案に関する意見

環境省自然環境局野生生物課 御中

特定非営利活動法人 野生生物保全論研究会 (JWCS) 理事 鈴木希理恵
〒180-0022 東京都武蔵野市境 1-11-19 モウト APT102
電話番号 0422-54-4885 FAX 番号 0422-54-4885

1. 該当部分

施行規則第 11 条関係 (1) 登録の申請における書類の提出

2. 意見の要約

個体識別の証拠として裁判で認められる情報を記載した書類を加えるべき。とくに過去に高額な違法取引があった種とその近縁種はDNAサンプルの提出やマイクロチップ番号などの情報を追加すべき。

3. 意見及び理由

●国際社会は野生生物犯罪の対策を強化する方向にある

米国は 2013 年 7 月 1 日付大統領令において、野生生物犯罪への対処は国益にかなうとして大統領タスクフォースを立ち上げている。

また 2014 年 2 月 13 日には日本を含む 46 か国が参加した「野生生物の違法取引に関するロンドン会議」において「ロンドン宣言」が発表されている。これは野生生物犯罪が経済、社会、環境に及ぼす大規模な悪影響を認識し、各国・国際組織等が協力して対策を強化することを宣言している。

このような国際社会の認識に比べ、日本の野生生物犯罪に対する法整備は課題がある。

<参照>

U.S.A ホワイトハウスホームページ

<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2013/07/01/executive-order-combating-wildlife-trafficking>

ロンドン宣言 (日本語訳)

<http://wildlife.cocolog-nifty.com/blog/2014/04/post-3117.html>

●登録時の情報不足が法執行を妨げている

象牙等の製品と生体の場合では必要になる登録時の情報が異なるため、以下は生き

ている動物の場合について述べる。

2013年4月にペット用スローロリスの違法取引について、死亡時に登録票が返納されず、違法取引に利用された事件が報道された。しかし登録票の不正について、登録した個体の登録票であるか否かを裁判で立証するには、登録情報が不足している。立証が難しいとなれば、起訴が消極的になり、法が適切に執行されなくなるおそれがある。

また種の保存法改正後（※）でも、登録票なき譲り渡しをした場合（種の保存法第二十一条違反）の罰則は30万円以下の罰金（第六十三条）である。ペットのリクガメやスローロリスなどは罰金額を上回る価格で販売されているため、登録票の不正使用が種の保存法の抜け穴になっている。次回の法改正では懲役の追加と罰金の増額が望まれる。

※絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 最終改正：平成二五年六月一二日法律第三七号

● 個体識別の情報の例

写真

登録票に添付する写真は個体の特徴を表すものを含めて複数枚提出させるべきである。生きている個体の場合、添付する写真は生物分類の綱、とくに登録の多いものは目のレベルで、撮影する個体の特徴を示す例を示すべきである。

また生きた個体の場合は成長や老化による変化を考慮するため登録票上に撮影日時が表示が必要である。とくに霊長類は人間の生体認証に使われている指紋、虹彩の利用を考慮した写真になるようにすべきである。

DNAサンプル、マイクロチップ等

動物愛護管理法で定める特定動物については、届け出にあたって識別措置を求めている。そこでとくに過去に種の保存法違反があった高額で取引される種と近縁種について、DNAサンプルの提出またマイクロチップの装着等の識別措置を義務付けるべきである。

DNAサンプルは、生きた哺乳類の場合は根毛のついた毛を遮光した密閉袋に入れて提出書類とともに保管する、カメ類は尾のごく一部または爪の利用など、最新の科学的知見に基づき検討し、申請に導入すべきである。

マイクロチップの装着については、死亡した個体からの流用が問題点として指摘されている。装着したマイクロチップの購入日、装着したものの氏名・住所の情報を提出させる等、違法行為が発覚したときの捜査を考慮した申請書類とすべきである。

東京都 特定動物飼養・保管数増減届出書

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/douso/shiyou.files/zougen-2.pdf>

1. 該当部分

施行規則第 11 条関係 (3) 登録票の記載事項

2. 意見の要約

学名と和名を正確に表記すべき。また生きている個体については誕生日（孵化日）、体長・体重等は計測年月日、野生由来か繁殖個体（ブリーダー名）か、輸入（国名）または国産かを記載すべき。

3. 意見及び理由

現在の登録票の種名は、スローロリス属の場合「スローロリス」としか記載されていない場合が見受けられる。スローロリス属は全種が CITES I の登録種で、登録票に正確な種名が記載されていないと、個体識別に役立てることができない。現在スローロリス属には 6 種が確認されており、専門家により法執行のための識別方法が開発されているため、そちらも参考にすべきである（※）。

また、登録票は販売・頒布目的の陳列の際に備え付けるものとなっている。購入者にとっては合法か違法かを知る唯一の情報である。食品等の製品は原産地や製造者名、日本犬保存会の血統書にはブリーダーの名前が祖父母の代まで記されていることを考えると、出自に関する情報を登録票に記載すべきである。またそれは動物由来感染症が発覚した場合の原因究明にとって重要と考える。

※スローロリス識別チャート（近日中に新種を加えた更新版を公開予定）

<http://www.jwcs.org/data/JWCSshikibetuLoris.pdf>